

ガイドラインの運用状況について(11年1月～4月)

2011年5月19日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-(1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明を、2011年3月11日の「経営者連絡会」で実施しました(「別紙1」1ページ参照)。

Ⅱ-1-(2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」を、2011年3月11日に「経営者連絡会」として実施しました。
(「別紙1」1ページ参照)
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、1月11日(WG)、1月25日(親会)、2月1日(WG)、2月22日(親会)、3月8日(WG)、4月5日(WG)、4月14日(親会)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、1月17日、2月15日、3月15日、4月28日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」2～5ページ参照)

Ⅱ-1-(3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 特記事項はありませんが、適正に運用しております。

Ⅱ-1-(4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に該当する衛星放送事業者はありませんでした。

Ⅱ-1-(5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に4チャンネルが閉局となりましたが、送信料未払いにより役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生していません。

Ⅱ-2-(1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-(2) パック・セット組成への関与

- ・ スカパー!サービスにおいて、H.264方式への早期移行を念頭においたパック・セットの組成を提案致しました。提案に対する放送事業者のご意見等を踏まえ、引き続き協議を続けております。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 2011 年 3 月 11 日の「経営者連絡会」においては、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果につき報告いたしました。（「別紙 1」1 ページ参照）

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き

- ・ 期間内に「視聴料変更」「チャンネル名称、パック・セット名称、ロゴ、視聴料変更又は放送内容の大幅な変更」「番組提供の停止・番組終了」が一部チャンネルで行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2011 年 3 月 23 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

その他

- ・ スカパー！サービスの H. 264 方式への早期移行を実現するため、3 月 15 日に新たな提案を行ないました。
 - －MPEG-2 方式で販売中の商品における、H. 264 方式での受け皿商品の組成
(価格については若干 UP に抑えて移行障壁の低減を図る)
 - －移行時・移行後の経済条件、移行コストの負担の仕方
 - －移行施策の方法(チューナーを利用した施策、MPEG-2 チャンネル内での告知など)
- 4 月 4 日に放送事業者様のほぼ全社より賛同のご回答をいただきましたので、基本方針に従い、また詳細部分については引き続き放送事業者様と話し合いを行ないながら進めていくこととなりました。

以上